

中国軍機による日本領空接近行為に対し毅然とした対処等を求める意見書

平成29年3月2日、防衛省は日本領空に接近した外国軍機などに航空自衛隊が緊急発進（スクランブル）した回数が今年度既に1000回を超え、通年で過去最多を更新したことを発表した。

防衛省によると、統合幕僚長が発表している第3四半期（昨年4月から12月）で計883回（前年度同期比316回増）に達しており、うち中国が644回で全体の73パーセントを占め、231回のロシアが続いた。また、この背景について中国の活動が非常に活発化し、活動範囲が広がっていることが主な要因だとも述べている。

中国は南シナ海において領有権を主張する海域に人工島を建設し実効支配を進めるなど、周辺諸国に対して極めて危険な活動を行っている。

また、中国は尖閣諸島に関しても同様に領有権を主張し、尖閣諸島周辺の領海に対する侵犯を繰り返しており、県民に不安を与え続けている。

本県議会としてはこのような国際社会のルールと秩序を踏みにじる行為に対して、断固とした対応をとらざるを得ないものと判断する。

よって、南西諸島地域住民の生命、安全、並びに領土・領海を守る立場から、日本政府は主権国家として、毅然たる対応をとるとともに、日中両国間の対立、緊張をエスカレートさせることがないように、歴史的事実と国際法にのっとり、冷静かつ平和的な外交交渉で解決を図ることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月29日

沖 縄 県 議 会

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方担当大臣

} 宛て